

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

平成29年3月28日専決処分

南空知公衆衛生組合 戸 川 雅 光

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号中「であるもの」の次に「。ただし、南空知公衆衛生組合の構成町内に居住する職員に限る。」を加え、同条第2項第2号中「5,000円。ただし、南空知公衆衛生組合の構成町内に居住する職員にあっては、月額10,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

平成29年3月28日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（食卓料）

第17条の2 食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

別表第2 車賃、日当及び宿泊料を次のように改める。

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃（1 km につき）	日当（1日 につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜 につき）
		町 外	町 内	町 外	町 外
1 級	37 円	2,600 円	3,000 円	11,800 円	2,600 円
2 級	37 円	2,200 円	3,000 円	9,800 円	2,200 円
3 級	37 円	1,700 円	3,000 円	8,800 円	1,700 円

備考

- 1 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものには、その乗車に要する急行料金を支給する。
- 2 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上の旅行に限り、座席指定料金を支給する。
- 3 道外地域へ旅行する場合は、日当、宿泊料及び食卓料の定額の3割をそれぞれ加算する。
- 4 冬期間（11月から翌年4月までの間）の宿泊料については、定額に300円を加算する。
- 5 この表において町内とは、職員の勤務地の属する町の区域とする

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

専 決 処 分 書

平成28年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第3号）

平成28年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		千円 348,183	千円 △ 347	千円 347,836
	1 分 賦 金	348,183	△ 347	347,836
3 諸 収 入		35,041	82	35,123
	1 雑 入	35,034	82	35,116
歳 入 合 計		395,331	△ 265	395,066

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		千円 373,825	千円 △ 265	千円 373,560
	1 清 掃 費	373,825	△ 265	373,560
歳 出 合 計		395,331	△ 265	395,066

報告第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年7月7日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

報告第5号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川雅光

専 決 処 分 書

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成29年9月25日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第6号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川雅光

専 決 処 分 書

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成29年9月25日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第7号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

専 決 処 分 書

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成29年9月25日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

認定第1号

平成28年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川雅光

議案第1号

平成29年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第1号）

平成29年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ806千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		千円 362,724	千円 △ 806	千円 361,918
	1 分 賦 金	362,724	△ 806	361,918
歳 入 合 計		399,500	△ 806	398,694

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		378,178	△ 806	377,372
	1 清 掃 費	378,178	△ 806	377,372
歳 出 合 計		399,500	△ 806	398,694

議案第2号

南空知公衆衛生組合公告式条例の一部を改正する条例制定について

南空知公衆衛生組合公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年11月17日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

南空知公衆衛生組合公告式条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合公告式条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「由仁町役場三川支所前」を「由仁町三川会館前」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。